
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.189 2019/8/20

1 食品表示の全体像に関する報告書

8月9日、消費者委員会食品表示部会標記報告書を公表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 活用される食品表示とするための考え方（結論）

- 一括表示部分の「分かりやすさ」について、科学的根拠に基づく客観的定義が定まっておらず、改善すべき要素も明確ではなく、消費者の意向に関してもエビデンスが不十分である。
- 表示事項は、状況や必要とする消費者の態様によって重要性がその都度変わること等から、全ての消費者にとっての重要性は一致しない。優先順位により表示事項を容器と容器以外とに仕分けることには現時点では慎重であるべきである。
- ウェブによる食品表示に関しては、整理すべき課題が多く、引き続き検討を行うべきである。

(2) 分かりやすく活用される食品表示とするために（提言）

- 「分かりやすさ」の定義を明確にするために、また、消費者のより詳細な利活用の実態や問題点等を把握するために、表示可能面積に対する一括表示面積の割合や、一括表示のデザイン、フォント、文字サイズ等の情報量の把握等の科学的アプローチに基づく調査が必要。
- ウェブによる食品表示を検討するために、優良事例等の現状を把握する調査が必要。

食品表示の全体像に関する報告書

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/201908_houkouku.pdf

「食品表示の全体像に関する報告書」の概要

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/201908_houkouku_gaiyou.pdf

食品表示の全体像に関する報告書を受けて、8月15日消費者委員会は食品表示の全体像に関する提言を公表した。その主な内容は次のとおり。

同報告書では、食品表示の全体像に関し、現状の整理から課題の抽出、それに基づく今後の方向性やその具体的方針について、適切な取りまとめが行われたものといえる。同報告書は現時点までの議論によって整理された内容に基づくものであることから、将来的に、実態把握のための調査結果を踏まえ、熟議の上で、食品表示が消費者、食品関連事

業者等の両者にとって良い方向に改善されることを期待する。

https://www.cao.go.jp/consumer/content/20190815_teigen.pdf

2 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る御意見の募集について

8月9日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課は標記募集を公表した。締め切りは、9月7日。その主な内容は次のとおり。

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第1項の規格に定められたものでなければならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、規格基準告示を改正し、改正食品衛生法第18条第3項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を設定し、その他所要の改正を行う。

規格基準告示中「第3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」につき、別紙に記載する合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についての規格（基ポリマー及び添加剤等）を定めるため必要な改正を行う。

<https://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190164&Mode=0](https://www.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190164&Mode=0)

ポジティブリスト案について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06143.html

3 製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について

8月9日、消費者庁は次長名をもって各関係団体宛標記通知を出した。また、同日、各都道府県知事等宛指導を依頼する文書を出した。その主な内容は次のとおり。

平成27年4月1日に施行された、食品表示法に基づく食品表示基準については、経過措置期間が令和2年3月31日をもって終了となり、経過措置期間終了後に製造される食品は新制度に基づく表示を付す必要がある。

過措置期間の終了が目前に迫り、現在、固有記号の届出が集中しており、その処理に時間を要している。そのため、これから届出を行う食品関連事業者については、期間に十分な余裕をもって届出をしてください。現在の届出件数と処理状況から、令和元年12月27日（金）までに届出されたものに関しては、令和元年度内に審査が完了するが、それ以降に届出されたものについては、審査完了が年度をまたぐ可能性があることを申し添える。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_190813_0001.pdf